

## マイナンバーカード出張申請受付を行います

マイナンバーカードの出張申請受付を実施します。皆さまお誘い合わせのうえご来場ください。ぜひこの機会にマイナンバーカードの申請をおすすめします！

### 3月の開催場所は・・・

町中央公民館 3月1日(水)～3日(金)、3月8日(水)～10日(金)  
3月15日(水)～17日(金)

※受付時間は9時30分から11時30分までです。

出張窓口で申請すると…町指定のゴミ袋(10枚入り)2袋プレゼント♪

### 対象者

- ・養老町に住民登録がある人(必ず申請者本人が会場へお越しください)

[注]マイナンバーカードは出来上がるまでに約1カ月から2カ月かかります。その間に町外へ転出された場合は、申請いただいたカードは無効になります。

### 申請時に準備するもの

- ・通知カード
- ・個人番号カード交付申請書
- ・本人確認書類(運転免許証、パスポート、障害者手帳などのうち1点。これらをお持ちでない人は、健康保険証、年金手帳、医療受給者証、介護保険証などの公的なもののうち2点)
- ・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

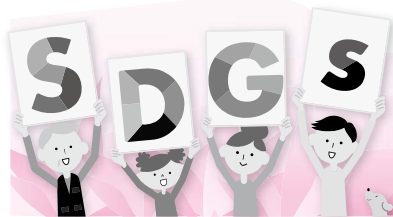
予約  
不要

写真撮影  
無料



※できあがったマイナンバーカードの受け取りは、本人限定受取郵便を利用いただくか、マイナンバーカード受付窓口(町役場内要予約)までお越しください。本人限定受取郵便にてカードを受け取る場合は、カードの申請時に暗証番号を記入していただきます。事前に暗証番号(英数字6桁以上16桁以内および数字4桁)を決めておいてください。

問 住民環境課 ☎32-1104



## “持続可能な養老のまちづくり”

近年、排出されるごみの量が増えています。ごみの量を減らすために自分のできることから始めましょう。

### <美しいまちづくり・地域活動の紹介>

- ①ポイ捨てされたごみを拾うことを日課として行動している人がいます。また、この行動が不法投棄の発見やその他問題の解決などに繋がることもあります。
- ②町民憲章推進員が中心となり、月に1回、区内のごみ拾いをしています。子どもから大人まで参加があり、女性の会からも協賛を得ています。
- ③老人会が花壇作りをし、四季折々のきれいな花を咲かせて、地域住民を楽しませています。また、コンポストを利用したボカシ肥料の使用を推進するなど、生活と環境を考える会も協力しています。

清潔で美しいまちづくりの推進をはかり、良好な生活環境の確保を目的として、町には「養老町美しいまちづくり条例」があります。

養老町美しいまちづくり条例(平成16年4月1日施行)より一部抜粋

**(町民等の責務) 第3条第1項** 町民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等のごみを持ち帰る等、これらを散乱させることのないようにしなければならない。

**(事業者の責務) 第4条第3項** 事業者は、事業活動を行う地域における清掃活動に参加するよう努めなければならない。

**(飼い主の責務) 第5条第1項** 飼い主は、ふん害を防止するため、ふんを処理するための用具等を携行し、飼い犬等が公共の場所又は他人の土地でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

**(土地の所有者等の責務) 第6条第2項** 土地の所有者等は、その所有地等の雑草の繁茂を防止しなければならない。

- 町の条例でも「自ら生じさせたごみは持ち帰る」とされています。どこにでもごみ箱があるからといって何気なくそこに捨てている人がほとんどだと思います。ごみの発生を自覚し、自分の出したごみに責任を持って処理することが、ポイ捨てなどを抑制することに繋がるのではないのでしょうか。
- ごみ袋は1枚40円程度で購入できますが、そのごみの処理には1,000円以上のコストがかかります。ごみを減らすために自分たちでできることから取り組んでいきましょう。

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386  
住民環境課 ☎32-1104